

新システム稼働時におけるN-NET取引等の見直しについて

平成23年5月25日
株式会社 名古屋証券取引所

I 趣旨

N-NET取引は、売買立会による売買（オークション市場）において効率的な執行が難しい大口取引等の取引ニーズを満たす取引手法として、幅広く用いられています。今般、平成23年初夏の稼働を予定しているN-NET（立会外取引）システムのリプレースに伴い、N-NET 取引等の取引制度を一部見直すこととし、見直しの概要を以下のとおりまとめました。

具体的には、N-NET（立会外取引）システムに自己株式の立会外買付制度（N-NET3）と株式分布状況の改善に利用されています立会外分売を導入し、取引機能の充実を図るなど利便性の向上を図るものです。

II 概要

項目	内容	備考
1. 立会外買付制度に係る見直し		
(1) 自己株式立会外買付制度（N-NET3）のシステム売買化	・自己株式立会外買付制度（N-NET3）は、売買システムにより行うものとします。	・終値取引（N-NET2）を利用した事前公表型の自己株式取得も、引続き売買システムにより行います。
(2) 顧客の買付注文数量	・取引参加者は、当取引所が定める数量以上の顧客の買付注文を自己株式立会外買付制度により執行することができることとしておりましたが、この数量制限を廃止します。	
(3) 手続き	・届出を行った取引参加者は、当取引所が当該届出を受理した時から売付申込時間終了時までにおいて、当該買付に係る銘柄が、上場廃止の基準に該当し又は該当するおそれがあると当取引所が認めるときは、当該届出を取り消すことができるものとします。	
(4) 売付申込	・売付け申込み後においても、売付申込時間終了時までの間、売付け申込みの訂正及び取消しを行うことができるものとします。	・売付申込時間は、現行どおり、午前8時20分から8時45分までとします。

<p>(5) 売買契約の締結</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売付けの申込数量が、自己株式立会外買付の総数量を超えているときは、以下の順位により対当させるものとします。 <ul style="list-style-type: none"> 第 1 順位 顧客（証券会社及び外国証券会社を除く。）からの委託に基づく売付申込数量 第 2 順位 証券会社及び外国証券会社の自己の計算に基づく売付申込数量 ・ 上記の各順位における売付申込数量の対当順位は次のとおりとします。この場合において、同一取引参加者の売付申込数量が自己株式立会外買付総数量を超えているときは、当該売付申込数量は、自己株式立会外買付総数量と同数量とします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 取引参加者単位により申込数量の多い取引参加者から少ない取引参加者の順序で最小単位をそれ以外の部分の数量に優先させ、対当させるものとします。 ② 最小単位以外の数量については、取引参加者単位でその数量にあん分比率（最小単位配分後の売付申込数量に対する、①の最小単位対当後の自己株式立会外買付総数量の比率）を乗じた数量を対当させるものとします。 ただし、最小単位未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。 ③ ②の切捨数量が多い取引参加者から、最小単位を順次対当させるものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立会外分売と同様の対当方式に変更します。 ・ 申込数量が同一の取引参加者については、その取引参加者の申込みのうち、最も早く受け付けたものを比較して、その時間の先後により順序を決するものとします。 ・ 切捨数量が同一の場合は売買システムへの記録順とします。
<p>(6) 立会外買付に関する制約の廃止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者は、当取引所が買付要領を発表する以前に、立会外買付についての売付けの勧誘を行うことができませんでしたが、当該規則を廃止します。 	
<p>(7) 立会外買付取扱料の廃止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立会外買付取扱取引参加者は、立会外買付に応じて売付けを行った取引参加者に対し、立会外買付取扱料を、当該取引参加者に売 	

<p>(8) その他</p>	<p>付けを委託した各顧客の当該売付けに係る約定代金に応じて、交付することができましたが、現在の利用状況を鑑み廃止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の項目においては現行どおりの取扱いとします。 	
<p>2. 立会外分売の見直しについて</p> <p>(1) 立会外分売のシステム 売買化</p> <p>(2) 立会外分売を行うことができない場合</p> <p>(3) 売買管理上適当でないと認める場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・立会外分売を売買システムにより行うこととします。 ・買付け申込み後においても、買付申込時間終了時までの間、買付け申込みの訂正及び取消しを行うことができるものとします。 ・当取引所が売買管理上適当でないと認める場合には、立会外分売を行うことができないこととします。 ・当取引所が売買管理上適当でないと認める場合は、以下のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 直前に実施された立会外分売からの期間 立会外分売を実施する銘柄について直前に立会外分売が実施された日から、4 週間を経過していない場合。 ② 発行会社等の直前の適時開示 立会外分売を実施する銘柄を発行する会社等が、内部者取引規制上の重要事実該当事項（バスケット条項によるものを除く。）について、当取引所の規則による適時開示を行った日から 10 営業日を経過していない場合。 ③ 売却株券の調達方法 立会外分売により売却される株式について、公募増資・株主割当増資・売出し・市場買付その他当取引所が適当と認める方法以外の方法で 1 年以内に取得した株式ではないことの確認がとれない場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在は、F A X を主体に行っています。 ・買付申込時間は、現行どおり、午前 8 時 20 分から 8 時 45 分までとします。 ・直前の立会外分売において売れ残った株式について、残数の範囲内で再度行う場合を除きます。

	<p>④ 売買状況等</p> <p>売買立会における売買状況に異常又はそのおそれがあると認める場合その他当取引所が立会外分売を行うことが適当でないと認める場合。</p>	
<p>3. 単一銘柄取引に係る見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 条件交渉機能の廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、異なる取引参加者間において条件交渉を行うことができるよう、システム上交渉機能を提供していますが、この機能を廃止します。 	
<p>4. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> その他所要の改正を行うものとします。 	

Ⅲ 実施時期（予定）

平成23年7月を目途に実施します。

以上